

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

国旗及び国歌に関する法律の施行について（通知）

このたび、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）が別紙のとおり、本年8月13日に公布され、同日施行されました。

警察においては、これまで慣習により国旗及び国歌の運用がなされてきましたが、今後は、本法律の制定により根拠が明確に規定された意義を理解するとともに、同法律の制定の要点及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上適正にされたい。

記

1 制定の要点

(1) 国旗（第1条関係）

国旗は、日章旗とし、その制式を定めた。

(2) 国歌（第2条関係）

国歌は、君が代とし、その歌詞及び楽曲を定めた。

2 運用上の留意事項

(1) 今後、新たに国旗を購入又は調達する場合には、本法律で規定された制式に基づくものとする。

(2) 開庁日及び祝日においては、庁舎における国旗の掲揚に努めること。

(3) 各種行事を開催する場合において、その内容に即して国旗を掲揚するとともに、国歌の斉唱、演奏等に努めること。

(4) 上記の点については、所管団体に対しても協力方依頼すること。